

亀山市公告第64号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 予防接種の種類

- (1) インフルエンザHAワクチン
- (2) 新型コロナワクチン

2 予防接種の対象者の範囲

予防接種時に亀山市に住民登録がある者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 満65歳以上の者
- (2) 満60歳以上65歳未満の者のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫疾患不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあることにより身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者障害程度等級が1級である者

3 予防接種を行う期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

医療機関	所在地	電話番号	インフルエンザHAワクチン	新型コロナワクチン
あのだクリニック	亀山市阿野田町 1675番地2	0595-83 -1181	○	○
伊東医院	亀山市野村三丁目 19番31号	0595-82 -0405	○	○
かつき内科	亀山市東町一丁目 2番19号2	0595-84 -5858	○	○
亀山医院	亀山市本町三丁目 10番5号	0595-82 -0015	○	×

亀山回生病院	亀山市東御幸町 232番地	0595-84 -0300	○	×
亀山市立医療センター	亀山市亀田町4 66番地1	0595-83 -0990	○	○
亀山腎・泌尿器科クリ ニク	亀山市栄町14 88番地215	0595-83 -0077	○	×
亀山透析クリニック	亀山市羽若町8 33番地5	0595-83 -0555	○	○ (自院の透析 患者のみ)
川口整形外科	亀山市野村四丁目 4番19号	0595-82 -8721	○	×
こばやし内科・呼吸器 内科クリニック	亀山市亀田町3 80番地4	0595-83 -2121	○	○
さかえ整形外科	亀山市栄町14 88番地17	0595-97 -3335	○	×
高橋内科クリニック	亀山市栄町14 88番地314	0595-84 -3377	○	○
田中内科医院	亀山市天神二丁 目3番6号	0595-82 -0755	○	○
田中病院	亀山市西丸町5 39番地	0595-82 -1335	○	×
谷口内科	亀山市みどり町 26番地1	0595-82 -8710	○	○
豊田クリニック	亀山市南野町4 番地15	0595-82 -1431	○	○
とら整形クリニック	亀山市江ヶ室二 丁目4番21号	0595-84 -1700	○	×
なかむら小児科	亀山市長明寺町 304番地	0595-84 -0010	○	○
のぼのクリニック	亀山市能褒野町 79番地22	0595-85 -3636	○	×

ハッピー胃腸クリニック	亀山市本町二丁目 9番33号	0595-82 -0017	○	○
みえ呼吸嚙下りハビリ クリニック	亀山市アイリス 町14番地7	0595-84 -3536	○	○
みえ在宅医療クリニック	亀山市東御幸町 219番地6	0595-83 -1139	○	○ (訪問診療患者のみ)
みずほ台クリニック	亀山市川合町1 155番地9	0595-96 -9488	○	○
宮村産婦人科	亀山市本町三丁 目8番7号	0595-82 -5151	○	○

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種は、対象者が自らの意思で予防接種を希望していることが認められる場合に限り行うことができる。また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又は主治医の協力を得て、その意思を確認するものとする。

(2) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 1の各号の予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 予防接種の当日に明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 1の各号の予防接種に相当する予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ 1の各号の予防接種に相当する予防接種において、当該予防接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

カ アからオまでに掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にあるもの

(3) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種（1の各号の予防接種に相当する予防接種を除く。）において、予防接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ インフルエンザHAワクチンの予防接種を希望する者で、間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有するもの

カ 接種しようとする予防接種の接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

キ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を希望する者で、抗凝固療法を受けているもの又は血小板減少症若しくは凝固障害を有するもの

(4) 予防接種後の注意事項

ア 予防接種後は、接種部位を清潔に保ち、予防接種当日は過激な運動を避けるように注意すること。

イ 予防接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は介護に当たる者等は、イの場合において被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに亀山市健康福祉部健康政策課健康づくりグループ（0595-84-3316）に連絡すること。